



イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長 講演会記録
「ユネスコの文化遺産保護政策」

平成23年度

文化遺産国際協力コンソーシアム



関係者集合写真



イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長



石澤会長挨拶



ボコバ事務局長講演風景



会場風景



前田副会長司会



質疑応答風景



会場外風景



イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長 講演会記録
「ユネスコの文化遺産保護政策」

平成23年度

文化遺産国際協力コンソーシアム

本書は、文化遺産国際協力コンソーシアムが2012年2月15日に主催した「イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長講演会」の記録である。イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長は、2012年2月12日～17日、平泉の世界遺産認定書授与式及び日本における世界遺産条約採択40周年記念の開幕式典（2月13日）への出席のため、外務省の招へいで訪日した。本講演会は、文化遺産国際協力コンソーシアムが実施している文化遺産国際協力に関する情報収集と会員間での情報共有、及び会員に向けての情報発信の一環として開催された。各発表及び質疑応答については、録音音声（ただし英語による発表・発言は日英同時通訳による）をもとに、文化遺産国際協力コンソーシアム調査員原田怜が加筆・訂正を加えた。

序

文化遺産国際協力コンソーシアムでは、2012 年 2 月 15 日、フランス・パリの国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）より、イリーナ・ボコバ事務局長をお招きして講演会を開催しました。本講演は「ユネスコの文化遺産保護政策」と題し、ボコバ事務局長にはユネスコの文化遺産保護活動の現況と 2012 年以降に目指す方向性についてお話し頂きました。自然災害や紛争、そして開発や世界的な経済危機といった文化遺産の保護に立ち塞がる多くの困難に立ち向かうために各国政府と連携して活動を進めるユネスコの今後の展望と、我が国が文化遺産保護の分野において今後果たすべき役割を検討する機会となりました。

講演会は、東日本大震災の被災地である東北地方及び 2011 年に世界遺産登録された平泉（仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群）の視察直後の開催であり、ボコバ事務局長が日本で体験された内容・感想を含めての講演は大変貴重なものでありました。このため、文化遺産保護のための国際協力に興味を持つ方々に本講演について広く知っていただけるよう、本書を編集・出版いたしました。

文化遺産国際協力コンソーシアム事務局

開催日時

開催日時：2012年2月15日（水） 9:50～10:50

会 場：独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

プログラム

9:50 - 10:00 開会挨拶

石澤良昭（文化遺産国際協力コンソーシアム会長）

10:00 - 10:50 講演「ユネスコの文化遺産保護政策」

イリーナ・ボコバ（ユネスコ事務局長）

※講演後、前田耕作（文化遺産国際協力コンソーシアム副会長）司会による
質疑応答を含む。

講演者略歴

Irina Gueorguieva BOKOVA（イリーナ・ゲオルギエバ・ボコバ）

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）事務局長

1952年生まれ、ソフィア（ブルガリア）出身。

モスクワ国際関係大学、メリーランド大学、ハーバード大学に学ぶ。

77年から外交官として活躍。ブルガリアの議会議員、欧州統合担当長官、ブルガリア共和国外務大臣としてのキャリアを経て、ブルガリア・ユネスコ代表部兼駐仏・モナコ大使を務める。

2009年11月、東ヨーロッパ出身、また女性として初めてユネスコ事務局長に就任。

開会挨拶

(文化遺産国際協力コンソーシアム会長 石澤良昭)

本日はユネスコ事務局長をお迎えいたしまして、直接お話を伺える事を、私ども大変光栄に存じております。東京文化財研究所、奈良文化財研究所、両研究所を含めて、こうしたお話を聞くという事は、私どもにとって大変名誉なことであり、また今後仕事を進めていく上で大切なことと存じます。

最初に私の方から文化遺産国際協力コンソーシアム（以下コンソーシアム）の目的についてご説明します。まずは、ネットワークです。どういう人がどのような仕事を行い、どういう業績をお上げになっているかというオールジャパンのネットワークを作っていくことです。次に、そうした情報をみんなで共有するということです。その上に立って、世界の文化遺産がどういう状況にあるかということ进行调查して研究する、ということです。日本の研究者及び関心のある方々による文化遺産国際協力コンソーシアム会員は学生会員を含め 300 名ほどの大所帯です。会員は、それぞれ世界各国の文化遺産についての専門家、研究者、あるいは現地在住で実際にその遺跡を訪ねたことがあるという方々です。最後に、啓蒙活動です。これは啓発活動とも言いますが、日本もたくさんの文化遺産を持っておりますので啓蒙活動を地道ですけれども順次やっていこうということです。また、コンソーシアムは地域分科会に分かれております。例えば、東南アジア分科会、東アジア・中央アジア分科会、西アジア分科会、欧州分科会、アフリカ分科会、中南米分科会と、それぞれ 6 つの分科会があります。分科会では、専門の調査研究から始まり、その情報が日本の皆様に行き渡るようにということです。私どもとしては、そうした文化庁をはじめとする文化財行政や外務省と連携しながら、オールジャパンで世界の文化遺産に貢献をしたいと、協力をしていきたいと思っております。本日は良い機会でございますので、事務局長からユネスコの方針等を含んだお話を色々伺える事を、大変嬉しく存じます。はるばるパリからいらしていただきました事務局長にスピーチをお願いしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

講演「ユネスコの文化遺産保護政策」

(ユネスコ事務局長 イリーナ・ボコバ)

ご紹介どうもありがとうございます。友人の皆様、文化遺産国際協力コンソーシアム（以下コンソーシアム）石澤良昭会長、そして東京文化財研究所亀井伸雄所長、またコンソーシアムの優れた会員の皆様、及び本日も集まりの皆様、おはようございます。まず、このように東京文化財研究所においてお話できること、大変光栄に思っております。ご招待を頂きまして、ユネスコにとっても、皆さまにとっても関心を持っている重要なトピックについてお話できることを大変嬉しく思います。ユネスコとコンソーシアムは共通の興味関心を有していると言えるでしょう。我々は運命共同体ともいえるかもしれません。

コンソーシアムの創立者は、有名な画家でいらっしゃいました平山郁夫氏であります。平山氏には、ユネスコの親善大使を20年近く勤めていただきました。平山氏を追悼するとともに、人類の偉大な文化遺産を保存するために様々なご尽力を国際的にいただいたことに敬意を表したいと思います。カンボジアのアンコール寺院群、中国の莫高窟、アフガニスタンのバーミヤーンの仏教遺跡をはじめとする、様々な遺跡に対してご尽力をいただきました。過去20年に亘って平山氏によって育まれた協力関係が、現在も日本政府及びコンソーシアムによって積極的に引き継がれていることを大変嬉しく思います。

平山氏がおっしゃった言葉を引用させていただきます。平山氏は「私の持つ原風景は常に故郷の瀬戸内海の山であり、海であり、また島々のたたずまいである。私は故郷から多くの影響を受けました」とおっしゃっておりました。我々の遺産こそ、創造性の源と言えるでしょう。そして、こうした遺産は、我々がどこから来たのか、そしてどこに向かっているのかを知らせてくれる羅針盤でもあります。ですから、これをみんなで協力して、保護しなければならないのです。

また今日においては、その重要性は増していると言えるでしょう。昨年3月11日に日本、そしてこの東京、そしてこのコミュニティーを大震災が襲いました。心からお悔やみを申し上げたいと思います。実は私は、東北地方及び被災地に行ってきたばかりであります。平泉の世界遺産認定書授与式にも臨みました。このような難しい時期にあるからこそ、文化遺産というのは我々の心の拠り所であり、そして連帯の源泉でもあります。これは社会の復興する強い力であります。ダイナミックな力であるということです。

そして、日本の文化に対する揺るがないコミットメント、そしてユネスコの活動に対する寛大な資金援助に関して敬意を表したいと思います。日本はユネスコの有形・無形の世界遺産活動への単独では最大の拠出国でもあります。また、ユネスコ文化遺産保存日本信託基金は、国際協力を推進する上での重要な手段であります。これは一般に財政支援と位置づけられますが、実際はそれ以上の意味を持っております。日本からのこういった協力は、日本の著名な専門家及び世界の一流の専門知識、ノウハウをも使わせて頂けるということです。日本のリーダーシップにより、日本の存在感が世界の5つの大陸に偏りなく表れているということです。

ユネスコとコンソーシアムとの協力というのは、この全世界的な努力の重要な要素となっております。長年にわたって、コンソーシアムに所属する専門家の皆様にユネスコ文化遺産保存日本信託基金による

長期のプロジェクトに関わって頂いております。アンコールの世界遺産、あるいはイラクやアフガニスタンでもご協力頂いております。2011年2月には、コンソーシアムと一緒にミクロネシアのナンマドール遺跡評価調査を行いました。また、数か月前には、コンソーシアムの保存専門家にタイにお越しいただき、東南アジア全体に影響があった大規模な洪水による、アユタヤの世界遺産被害の調査をしていただきました。近々ミャンマーでも同じ様な調査が行なわれる予定です。このようなミッションは、我々にとりまして重複を避け調和を図る上で、良い機会であろうかと思えます。ユネスコから、そして私自身からも、皆さま方の深い関与と情熱に、心から謝辞を申し上げたいと思います。我々の協力が今後とも深まることを期待しております。

恒久的な平和というものは、経済的、政治的な合意というものより確固たる基盤の上に築かれるべきだという信念によってユネスコは作られました。その憲章を引きつぎますと、平和というものを、挫折することなく進めるためには、人類の知能そして道義的な連帯の上に築かれなければならないということです。第二次世界大戦後の荒廃の中、そして復興の混乱の中からこのような言葉が我々に希望を与えてくれたのです。平和のための新たなビジョンを提供してくれました。我々のアプローチ全体がこのビジョンから生まれたと言ってもいいでしょう。我々の子供たちが、グローバル化が進んだ平和な世の中に暮らしていきたいと望むならば、我々は、文化の多様性という偉大なる富を子供たちに触れさせていく必要があります、特にグローバル化が進んだこの世の中においては、文化リテラシーというものに対してより理解を深めてもらわなければなりません。世界の有形遺産、そして無形の文化遺産を保護し、さらに良くするというのが、我々の事業の核心にあります。我々の事業は経済や政治分野における協力と同様に重要な任務であると思います。まず、グローバルな枠組みを定義し、そしてあらゆる側面において文化をきちんと定義していく必要があります。ユネスコはこの意味で、法的拘束力を持つ国際的な手段を持っております。

ユネスコの最近の条約には、1970年に採択された文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約（以下文化財不法輸出禁止条約）、そして今年40周年を迎える世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下世界遺産条約）、2001年採択の水中文化遺産保護に関する条約、2003年に採択された無形文化遺産の保護に関する条約（以下無形文化遺産条約）、そして2005年文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（以下文化多様性条約）があります。それぞれの条約が文化および遺産の持つ価値に対する意識の向上につながる画期的な出来事となっております。それぞれの条約が文化の新たな側面に焦点を当てております。文化遺産とは長らく芸術品と記念物として限定的に定義されてきましたが、ユネスコはその文化遺産の定義の拡大を主導してきました。ユネスコにとって文化遺産というのは、歴史的な痕跡だけではなく、あらゆる生きた文化を網羅しなければならないものです。その意味では、やはり無形文化遺産は当然含まれるべき内容です。

2011年に稲の生育と豊作を祈願する広島県の壬生の花田植、そして島根県の佐太神社に演じられる佐陀神能が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されました。これが一番最近加わった2つであります。日本はもっとも、この2つだけではなく、それ以上の無形文化遺産が記載されております。我々の遺産に対する知識をさらに高め、共有するというこれらの努力が、人と人との間にあるお互いに対する敬意のため、そして相互の理解を促進するかけ橋をつくるために必要です。これらは、恒久的な平和を構築するために不可欠であります。先程申し上げました通り、世界遺産条約は今年採択40周年を祝うわけですが、この条約を支える考え方とは、普遍的な価値を認識し遺産を人類共通の公益として保護す

るということです。この条約は未曾有の成功を収めてきました。188 カ国によってすでに批准されています。これは世界中で最も広く批准された条約となっております。今日まで、153 カ国以上の 936 の文化遺産及び自然遺産がユネスコの世界遺産として登録されています。205 件の遺産が、アジア、太平洋地域にあり、うち日本では 16 件の遺産が登録されています。

しかし、こうした数字を超えて、登録された個々の遺産が地域社会の中に大きな活力を与える源泉となっております。そしてそうした地域社会は自分たちの誇りとする文化遺産の保護を大切な使命と考えております。数か月前、私はボロボドゥールに行きました。そこで出会ったのは、小学生達が集まり、火山の噴火により被害のあった寺院の清掃を熱心に行なっている姿でした。インドネシアの文化観光省とユネスコ専門家の監督の下、550 人以上の地元の住民が参加して、非常に細かなレリーフの清掃を行なっておりました。この作業は 2 年間続いており、これはユネスコが行っている、新しい技能の習得による地元住民の生活向上のための研修により支援されております。そこでは、様々な素晴らしい工芸職人、芸術家、文化団体などが一緒になって、連帯の精神の元にこの寺院に結集していました。今回、平泉という素晴らしい遺産に行き、世界遺産登録の認定書を渡して来た際、同じことを私は感じました。つまり、ユネスコの役割とは、文化遺産を社会の再生、経済復興の触媒として使うということであり、文化というのは、非常に強力に社会の結束力を高めます。

しかし、社会がバラバラに分断されたとき、その復興の第一歩はまず、文化の復興から始まります。例えばハイチでも、大地震の後、文化がハイチの人々の結束となりました。あるいは、チュニジア、エジプトでも、紛争のさなかに、多くの市民が文化遺産を自分達の手で守ろうと立ちあがったわけであり、ですから、ユネスコは、関係機関に対して、武力紛争及び騒乱の中であったリビアの文化遺産を保護する義務があるということを提示したわけです。ユネスコの背負う文化や文化遺産を保護する責任は、昨今さらに大きくなっております。1970 年の文化財不法輸出禁止条約を持ちまして、ユネスコは不法な文化財の輸出入を防ぎ、そして本国へ送還するということを図りました。そして、今年 6 月にはこの条約がより効果的となるような議論を展開するため条約締約国政府間会議の開催を計画しております。これは、今もこの不法な輸出入ということが非常に横行しており、特に発展途上国において非常に影響が出ているという背景があります。また、その他の紛争後、あるいは災害後の状況でいかに遺産を守るかということにも尽力しております。カンボジアあるいは東ヨーロッパ、南ヨーロッパ、そして日本の平泉もこの例外ではありません。私は平泉を訪れた際、文化遺産がいかに癒しの力になるかということに感銘を受けました。文化遺産には分断されてしまった人々の絆というものを再生する力があります。また、人の尊厳や復興のための力の源泉となっております。多くの人々が尊厳の源としての遺産というものに非常に依存しております。これが我々の考える文化の重要な構成要素であることを示しております。創造性、そして進歩ということにおきまして、遺産の果たす役割は大きいものであるということです。ユネスコはグローバルな形で、人々のこの理解を深めるような活動をして参りました。

この 30 年に亘って、ユネスコは、国際社会におけるこの持続可能な開発に文化遺産が果たす基本的な役割というものを提唱してきました。20 年前には、教育というものが開発の戦略の中には十分に含まれていなかったことを覚えているでしょうか。ユネスコの努力によりこういったことは、もはやありません。文化を、開発の戦略の最前線に組み込むということ、これが新しいアプローチであります。社会の中にある文化の側面に敏感でない開発政策というのは、人々の心に訴えることはありません。文化は、開発を自分自身のものとして考えるための大変良い手段であります。尊厳やより良き将来に対しての憧

れというのは、それぞれの社会の文化という脈絡の中で表現されるものであります。こういった文化の側面にアクセスすることなく、また全員の参画が無ければ、開発の本当の意味でのビジョンというのは、持続可能な形で担保されません。なぜならば、人々はそういった活動である場合、その開発政策を自分達のものとして認識せず、また享受できないからです。また、物質的な開発の側面と、文化的な側面というものが分断しているということは、持続可能な開発にとって障害に他ならないと私は考えております。つまり、文化と開発というのは分けることが不可能なのです。

ユネスコは文化というものが社会を再生し、そして人々に機会を拡大して与える活力だと考えております。文化とは、我々にとって、再生可能なエネルギーであり、革新のための最も強力な力であります。文化産業というものは、今日非常に発展しておりますが、こういった文化産業にはサポートが必要です。それがユネスコの 2005 年の文化多様性条約の目的です。この条約は、文化と開発というものの関係の中で、文化をその中心に据えた初めての条約と考えられています。また、文化観光というものは世界の観光産業収益の 40%を占めております。文化的側面による経済的な利益というものは、特に途上国にとっては豊かな文化遺産と実質的な労働力を与える上で非常に重要であります。このため、我々は、2010 年 9 月の国連ミレニアム開発目標成果文書の中に、文化的な側面における国際的な協力を開発の目的を達成するために試みる、といった内容を促進するために努力したわけです。2010 年と 2011 年に採択された文化と開発に関する国連総会の決議は、非常に重要なステップであります。苦難にめげない回復力を持つ社会を作るということ、これが潘基文（パン・ギムン）国連事務総長の活動計画の中心であり、またそれは文化的な側面に対して我々はもっと力を、目を向けなければいけないということも意味していると思います。

日本社会というのは、このことについて熟知している社会であると思っております。恐ろしい地震のあと、そしてまだその影響が完全に拭い去られていないという中で、日本の社会は回復力を持っていると思っております。また、有形・無形の文化遺産を持つという事は、贅沢なことではありません。これは再興のための人々の活動力の重要な柱となるわけであります。そして、将来の社会に対しての青写真の中に、文化もきちんと盛り込むべきであります。我々は、この素晴らしい可能性を今やっとなしにして、それを今まさに使い始めようとしているところであります。

世界遺産条約 40 周年記念事業の締めくくりにあたって京都で今年 11 月に開かれるセレモニーを大変楽しみにしております。これは、保護のための優れた実践例の紹介、地元住民を動員する力、前向きに遺産について語り合うことなどの良い機会になると思います。また、この文化遺産国際協力コンソーシアムにおきましては、本日、このような形で今後一年間に及ぶディスカッションのスタートができたことに感謝したいと思います。また、平山郁夫氏は、シルクロードに大変な情熱を傾けて取り組んでおられました。平山先生はきっと、我々が皆さまと一緒に、長い道筋、旅に向かうことを必ずや喜んでくださるだろうと思います。ありがとうございました。

質疑応答

(司会：文化遺産国際協力コンソーシアム副会長 前田耕作)

【前田】

本日は朝早くからたくさんの方々においで頂き、ありがとうございました。我々はボコバ事務局長をここにお迎えできた事を非常に喜んでおります。厳しいスケジュールの中でここに来て頂くために、外務省も大変ご尽力下さいました。こちら合わせて感謝申し上げたいと思います。今ボコバ事務局長がユネスコの文化遺産の保護政策の基本的な理念というものをご指摘されました。しかも同時に、平山郁夫氏が創設された我々の組織である文化遺産国際協力コンソーシアムと、ユネスコは同じ精神のもとに立っているという事をご指摘下さいました。我々非常に嬉しく受け止めました。せっかくの機会ですから、今の基調講演に対してご質問があれば挙手をして頂いて、率直な意見交換の場所にしたいと思っております。ジャーナリズムの方もおいでになっておられるので、実質的な議論がここで出来ればと思っております。事務局長からもまた、世界遺産条約 40 周年記念の一つのスタートラインとして、本日の日が活用できればという風なご提案でもありますので、遠慮のないご質問を頂きたいと思っております。

【質問者 1】

本日は貴重なお話をありがとうございました。お話の中にもありました様に、ユネスコの文化の政策というのは世界遺産条約をはじめとして、多岐に広がっている状況だと思います。その中で世界遺産条約の体制というのは事務局体制も含めて非常に充実していると思います。一方、その他の条約に関する体制、例えば、私の専門で申しますと無形文化遺産条約に関する体制は、まだ世界遺産条約に対する体制と比べると強化途上にあるのではないかと感じております。そういったその他の条約に関する事務局体制の強化の必要性及びその可能性について、具体的にもしお考えがあればお聞かせ頂ければと思います。

【ボコバ事務局長】

先程申し上げましたように、ユネスコの文化の分野における活動というのが、やはり一番重要な活動だと言えるかもしれません。文化に関する国際的な標準作りの唯一の場、といえるかもしれません。これはユネスコが大きな責任を負っていると言うことであります。おっしゃる様に、世界遺産条約以外の条約は、他国からの受け入れの度合いからみても世界遺産条約の域には達していないといえます。例えば、実施やモニタリングの仕組み等をみてもそのように言えるかと思えます。しかし、そういった条約に対しては、ユネスコが長年に亘って得てきた色々な経験、要素の導入を試みています。無形文化遺産条約について触れて頂きましたが、世界遺産条約のように顕著な普遍的価値と言った登録のための明確な世界共通の価値基準というものはなく、基準主体の条約ではないことは我々も認識しています。この理由としては、無形文化遺産条約は、より地域社会、地域の人々に限定したものであるからです。むしろ、この場合でも正当な理由は必要です。だからこそ我々は当初より、異なる仕組みを導入しての価値評価を行いました。私は前職においてブルガリア政府ユネスコ代表部大使であった際、ソフィアで開か

れた無形文化遺産条約政府間委員会の議長を務めました。その時の議論の中で、ICOMOS とか IUCN と言った様な諮問機関を含む世界遺産条約の仕組みと同じにするべきではないということでもとまりました。運営の仕組みも違うという事です。しかし、残念ながら我々は現在期待に十分に答える事が出来ず、無形文化遺産を記載していく上で色々なプレッシャーがかかってきています。現在幅広く活発な議論がされており、我々としても新たな要素の導入をする必要があります。例えば、ICOMOS や IUCN の様な諮問機関の専門的知識の助けが無ければ、条約の実施はなかなか難しいと考えております。

ただ、前述のとおり、他の条約においてもモニタリングや実施の方法を持っています。私が最近見ている限りにおいて、何が欠けているのかについての活発な議論があるのは、1970 年の文化財不法輸出禁止条約であります。この条約は、特に具体的な実施のメカニズムが無いといわれています。委員会や報告制度がなく、締約国の政府の政治的な意志に頼っております。それはそれとしても、文化財の違法な取引がここ 10 年、急激に増えてきています。ある専門家によりますと、こういった違法な取引の量は、金額等から言いますと、武器や麻薬の違法の取引に匹敵する様な数字にまで達してきているとのことです。これは、脆弱な国々であって、インフラもなく、このような事に対処する力もないという様な発展途上国の遺産が、特に危険に晒されているという事です。ですから、この分野において我々は責任を果たすべく大いに前進していかなければなりません。このため私は、締約国を招集しての会議を決めました。この条約をどう強化したらいいのか、より厳しいモニタリングや報告システムといった要素、そして国際協力を強化するための手段について議論しようという事です。この一年、批准については色々と重要な作業が見られました。オランダやベルギーといった国々が昨今批准したと言っても、芸術分野の大きな市場がある国が未だ批准していないということもあります。いずれにせよ、協力をより進めるため、クリスティーズやサザビーといったようなオークション企業とも協力を進めておりますし、そして我々が導入した倫理的な基準という事を採用してもらおうと、各省庁とも協力をしております。ですから、徐々にではありますがユネスコも進化してきています。ただし、我々として今後前に進むための方法というのはまだ開かれており、またまだやるべき事は多いと認識しています。我々は、実施のための基準を設ける上で、今後さらに努力をしていきますが、私は 1970 年の文化財不法輸出禁止条約が現在一番切迫した問題だと認識しております。

【前田】

ありがとうございました。非常に切り込んだご意見を頂いたと思うのですが、広大でしかも未知の領域の無形文化遺産に、ユネスコが大きく踏み出して頂いた事は、世界の人達にとっても、とりわけ多くの無形文化遺産を抱えている我が国にとっても非常に画期的なことだったと思います。では、他の方どなたかどうぞ。

【質問者 2】

世界遺産についてですが、世界遺産が 1000 件に近づいたという事で、今後は登録が鈍化するとか、管理・保護が難しくなってくるためこれまでと少し考え方を変えていく必要がある等の説を聞きます。今後世界遺産の登録に関して、ユネスコとしてはどう考えているかを教えて下さい。

【ボコバ事務局長】

おっしゃる通り世界遺産への登録件数ですが、1000 に近づいてきております。そして確かに議論があります。地理的な均衡性等をどうするか、などです。登録は自動的なプロセスとは当然なりません。世界の様々な場所に登録に値する遺跡は多々あるのですが、その国の人材・能力はどうであるか、登録文書をきちんと作成・提出できるのか、そして保存管理計画が作れるのか、またその計画を実行できるのか、そういった事が登録には問われます。ですから、登録に必要なそのような能力を各国が得るために我々は協力しています。また、保護についても非常に大きな議論が起きております。例えば魅力的である、そして人々の誇りともなっている遺跡があるとすると、登録というのはその価値を正当化することです。しかし、本当に大変なのは、その遺跡の保護、保全です。登録は単にスタートであり、その後に素晴らしい冒険の旅があります。それはいかに保護して守っていくか、という事です。ですからこの意味で言うと、世界遺産のリストに制限は必要ないのではないのでしょうか。皆様もすでにご存知の通り日本には多くの遺跡があり、この中には登録に値するものがたくさんある訳です。例えばすでに2件推薦されており、今年から専門家が検証をして、そして世界遺産委員会にて審議されます。「富士山」及び「武家の古都・鎌倉」の名前が挙がっております。しかしここで私が重要だと考えていることは、この世界遺産条約の信頼性という事であり、申請に当たっては議会において、常に基準を非常に高く保つことであります。我々はこの基準を下げてはならず、維持しなければなりません。そうする事によって、この世界遺産条約の信頼性を保つことが出来ます。これが第一点目であります。第二点目は、世界遺産リストの均衡化という事ですありますが、人的資源に欠ける国々を支援して、そして新しい遺跡の登録にこぎつけることです。そして第三点目は、まだ答えの出ない問いであります。新たな脅威がこういった世界遺産に起きているという事です。例えば気候変動というのがその一つとしてあります。また、洪水、地震、干ばつ、砂漠化等の自然災害が世界のあちこちで起きております。アフリカ、それからアラビア半島でこういった事は顕著でありますし、その他の国々でもあります。また、紛争地域の中にも遺産はあり、これらも破壊、崩壊の危険に晒されております。このため、こういった新しい問題に直面して、今後新しい戦略を持ってこの世界遺産を守らなければいけません。また、危機に対して備えるという事があります。多様なリスクに対する体制を高め、人的資源、能力の醸成をすることがあります。つまり、全体として、遺産を守ることと、持続可能な開発という2点が現在の我々が抱える最大の課題だと考えております。

【前田】

ありがとうございます。これは私たちがジャーナリズムにもお願いしたいことです。文化遺産を巡る様々な国内の動きやディスカッションの中身を正確に多くの人たちに伝える大切なメディアですので、積極的に報道して頂くと言う事が私たちを勇気付けることでもあります。ジャーナリストの方々には、文化遺産の保護、ユネスコの動き、そして文化遺産国際協力コンソーシアムの動き、そうしたものを報道で多くの人たちに伝える、その役割を果たして頂きたいという事をご要望したいと思っています。

【質問者3】

大学院で政治学の分野でユネスコの制度等の歴史といった事を研究してきたものです。松浦前事務局長は世界遺産の登録等の際に、文化の多様性という事を非常に重視しておられたかと思いますが、ボコ

バ事務局長からもそういった重視する方針や、今後世界遺産をこういう風にしていきたいという様なビジョン、または、そこから派生してくる登録基準に関するビジョン等がございましたらお話をお聞かせ頂ければと思います。

【ボコバ事務局長】

まず、私の良き友人でもある松浦前事務局長に言及して頂いた事について感謝します。文化の多様性については、確かに今ますます重要になってきているかと思います。これは現代の世界にとっては以前とは少し違った意味合いがあるかと思います。文化の多様性とは、平和とも、紛争解決とも、持続可能な開発とも、或いは我々が今どの様に前に進んでいるのかという事にも関わっているかと思います。我々が暮らしている世界というのは、20年前とは大きく変わっています。20年前は丁度冷戦が終焉した時代でしたが、その時代とも様変わりしてきています。現在大きな問題となってきたのは、益々社会や都市が多様化してきているという事であり、これは文化の多様性、寛容、理解という事とも関わっています。我々はより複雑な状況に置かれていると言わざるを得ません。以前は、他の人々に敬意を評する、理解をする、そして寛容を示すということに少し距離を置いた形で我々は考えていました。勿論他の人々も敬意を表し、尊重していましたが、ただ彼らは他に住んでいたり、国境を越えて別の国に暮らしていました。ところが現在は、グローバル化により連結性が高まっているため、都市の中でも多様な人々が住むようになりました。移民、移住という事が大陸にまたがった大きな移動として起こっており、以前に見られなかったような現象が起こっています。このため、我々はお互いに寛容であるだけではなく、共有化していかなければなりません。隣同士で暮らす訳ですから、お互いに対して文化をよりよく知る必要があります。ですから、文化リテラシーという事が言われています。教育のカリキュラムの中でも、他の文化に関する知識を知る必要があります。お互いの論理の背景にあるのがどういうことなのか、ということです。一定の社会の連帯、結束とも関わってくる重要な問題であります。

その意味で遺産というのは大きな役割を果たしています。これは有形・無形を問わず、両方あります。一方で、無形文化遺産を認識し保護、保存していくという事はユネスコがとった大きな一歩であるかと思います。まず大小問わず様々なコミュニティの文化は大切だということをしっかりと認識したという事です。グローバル化した世界の人々は孤立し、とり残された気がするでしょう。国境があっても必ずしも保護されていない自分達のアイデンティティーや文化が大事だ、という事に対する安心感を得たいという事です。また、それが相手を理解する第一歩であります。自分の文化、遺産を尊重し敬意を表する事が、相手を理解する第一歩であります。自分達自身が理解出来ないということは、相手の文化やアイデンティティーもしっかりと認識できず、相手の事も良く分からないということです。これこそ益々重要になってきている要素ではないかと思います。また、これがユネスコのグローバルな問題に対する一つの答えだと思っています。ですから、文化リテラシー、つまり、相手に対する理解というのが生まれてくるのだと思います。グローバル化が進んだ世界の中で、我々にとって一番難しいものは、経済、金融危機、市場といった様々な問題である、という事を日々聞かされるわけではありますが、それだけではなく文化の多様性をいかに取り扱っていくのか、お互いに納得しあえる方法を見出すことが、次の世紀にむけて人類が取り組むべき大きな課題ではないかと思います。もしこの課題に対する正しい答えが見つからなければ、紛争は起こり続け、誤解は続き、そして予見を挟んだ偏見やステレオタイプ化が残るはずで。色々な被害が遺産にも見られることでしょう。進歩や持続可能な開発も出来ないで

しょう。ですから、ユネスコの今日における役割は以前にも増して強く意味のある役割だと思います。より多くの責任を我々は担っていかなければならないと考えております。我々がこれらの分野にけるグローバルな議論の中でリードしていかなければならないということです。勿論条約の適用、文化的な表現等色々な議論が進んできているかとは思いますが、主たるユネスコの責任はまさにここにあると感じています。

【前田】

素晴らしいご意見を頂いたと思います。人類は20世紀に大きな大戦を経過して、多くの死者を出し大変な試練を受けて、その試練のいわば総括としてユネスコは文化を機軸としました。つまり、復興、再建、それからヒューマニティーの回復という、大きな旗印を掲げたのだらうと思っております。私たちもそれに同調致しまして、平山先生がコンソーシアムを設立する時に、これの国家の意思として、文化を機軸とする国際貢献というものが有り得るはずだという事で立法化を促されまして、立法化をされて、現在のコンソーシアムの設立となりました。そういった意味では、ユネスコの精神の歩みと極めて歩調を合わせてきたとも言えなくはありません。冒頭でボコバ事務局長から、ユネスコとコンソーシアムとが同じ精神に立っていると言うようなご指摘がありましたが、なるほどと改めて今思いました。非常に力強いユネスコの方針を頂きました。

【質問者4】

私は青年時代からユネスコクラブにて活動をしており、今も青年達と共に文化遺産の保護の活動色々行っています。私自身も子どもの時から日本国内はもとより、世界44カ国、100カ所以上の世界遺産を登録前後で回っていますので、色々勉強させて頂いております。日本の青年達の活動は、ユネスコ本部ではどの様に紹介されていますでしょうか。

【ボコバ事務局長】

私は、若い人達は遺産の保護という意味で重要な活動の軸になると思います。京都で行われる世界遺産条約40周年記念事業の締めくくりのイベントの中では、地域社会と若者の重要性について話すと思います。また、ユネスコクラブについても言及いただきありがとうございます。日本ユネスコ協会連盟が日本の社会の中で非常に大きな活動をしている事はよく存じております。子供の時から世界遺産の意味を学ばなければ、その後大人になってからでは、この保護をするという責任を自分のものとして考えられません。また、グローバルな視野を持つという事、文化に対して世界的な視点を持つという事は非常に重要な事であります。ですから、若い人達が遺産の意味、それから多様性というものを尊重し、それを理解しなければ、平和は保たれません。色々な道具、例えばCD-ROMといったものもありますし、説明・解説をするというものもあります。ワールド・ヘリテージ・イン・ヤング・ハンズという名前で色々行っております。若い人達のキャンプ、実際に遺跡を訪問する催し、若い人達が保存作業に参加するというようなプログラムもあると思います。エジプトではこうした若い力が非常に重要だったことを記憶しています。社会不安が起きた時、エジプト考古学博物館が襲われて崩壊してしまうのではないかとという恐れがあったと思います。しかし若い人達を含む多くの人々が、人間の鎖を使ってこの博物館を守りました。これは正に自分達の持つ遺産を守ろうとする強い意志の表れだと思います。私は日本におきま

しても、非常に強い基盤があるという事を知っておりますし、若い人々を巻き込んだ活動が長く存在するという事も知っております。こういった若い人達の経験を他の国の人々にも是非広げて頂けたらと思います。残念な事に、自分の住んでいるすぐ隣に世界遺産があるにも関わらず、これは他の文明に属する、又は他の宗教の遺産である、又は歴史的に自分達と関係のない遺跡であるという理由でその遺跡を知らない、ということがあります。すぐ近くに居ながら、その親近感、絆というものを全く考えていない、又は考えられない人々がいるということは残念であります。ですので、若い人達は自分達の世界遺産というものに対して親近感を感じるような、そういったことを学ぶべきであります。ありがとうございました。

【前田】

これにて、ボコバ事務局長を囲んだ討論会を閉じたいと思います。本日は、ユネスコ事務局長であると同時に、極めて優れたブルガリアの知性を私達はここへ迎えたというように深く感じております。事務局長のこれからの活動と、今年の11月に再び京都で事務局長にお会いすることを楽しみにして、この会を閉じたいと思います。今一度、ボコバ事務局長に熱い拍手をお願いします。ありがとうございました。

イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長講演会記録
「ユネスコの文化遺産保護政策」
文化遺産国際協力コンソーシアム
2012 年 3 月発行

[連絡先]

〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
(独) 国立文化財機構東京文化財研究所気付
文化遺産国際協力コンソーシアム
Tel. 03-3823-4841 Fax. 03-3823-4027
<http://www.jcic-heritage.jp/>